魚津市告示第128号

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和４年10月20日

魚津市長　　村椿　　晃

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養（当該児童の生計を維持することをいう。）している者をいう。以下同じ。）及び進学を目指すひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。）が高卒認定試験に係る対策講座等を受講するときに、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の親の就業状況の改善及びひとり親家庭の児童の進学を支援することを目的とする。

（給付金の種類）

第２条　給付金の種類は、次のとおりとする。

（１）　受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

（２）　受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

（３）　合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

（給付金の対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住民登録のあるひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）　児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第６条の７の規定は適用しない。）

（２）　支給を受けようとする者（以下「支給希望者」という。）の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

（３）　高等学校卒業し、又は大学入学資格検定・高卒認定試験に合格している等の大学入学資格を取得していない者

（４）　過去に給付金の支給を受けたことがない者

（対象講座）

第４条　給付金の支給の対象となる高卒認定試験に係る対策講座等（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制の講座を含む。）であって、市長が適当と認めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、支給対象者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第３条第１項に規定する高等学校等就学支援金をいう。）の支給対象となる講座は、対象講座に含めないものとする。

（支給額等）

第５条　給付金は、次に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める場合に、当該各号に定める額を支給する。

（１）　受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30％に相当する額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、その30％に相当する額が７万５千円を超える場合の支給額は７万５千円とし、４千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

（２）　受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40％に相当する額（１円未満の端数は切り捨てる。）から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円とし、４千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

（３）　合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座のために本人が支払った費用の20％に相当する額（１円未満の端数は切り捨てる。）を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、15万円とする。

（４）　経過措置

ア　令和２年３月31日までに修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第２号中「40％に相当する額（１円未満の端数は切り捨てる。）から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額」とあるのは「20％」、第３号中「20％」とあるのは「40％」に読み替えて支給するものとする。

イ　令和４年３月31日までに修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第２号中「40％に相当する額（１円未満の端数は切り捨てる。）から受講開始時給付金を差し引いた額」とあるのは「40％」に、第３号中「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」とあるのは「受講修了時給付金及び合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

（対象講座の指定）

第６条　給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講開始日以前に、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、対象講座の指定の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、この限りではない。

（１）　当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

（２）　当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し又は当該ひとり親家庭の親の前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の所得（次項において「前年所得」という。）の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（指定の通知）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、その旨をひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。この場合において、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第２号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により本人に通知するものとする。

（支給申請）

第８条　前条に規定する対象講座の指定の通知を受けた者（以下「指定決定者」という。）は、次に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める方法で申請を行わなければならない。

（１）　受講開始時給付金

対象講座を開始した後に、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第３号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添付のうえ、市長へ提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、この限りではない。

ア　第６条第１号及び第２号に規定する書類

イ　受講対象講座指定通知書

ウ　受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（２）　受講修了時給付金

対象講座を修了した後に、支給申請書に次に掲げる書類を添付のうえ、市長へ提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、この限りではない。

ア　第６条第１号及び第２号に規定する書類

イ　受講対象講座指定通知書

ウ　受講施設の長が、その対象講座の修了認定基準に基づいて、受講の修了を認定する受講修了証明書の写し

エ　受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（３）　合格時給付金

文部科学省から合格証書が送付された後に、支給申請書に次に掲げる書類を添付のうえ、市長へ提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、この限りではない。

ア　第６条第１号及び第２号に規定する書類

イ　受講対象講座指定通知書

ウ　文部科学省が発行する高卒認定試験の合格証書の写し

２　給付金を受けようとする者は、次に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める期限までに支給申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

（１）　受講開始時給付金

受講開始日から起算して30日以内に支給申請しなければならない。

（２）　受講修了時給付金

受講修了日から起算して30日以内に支給申請しなければならない。

（３）　合格時給付金

高卒認定試験の合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に支給申請しなければならない。

（給付金の支給決定等の通知）

第９条　市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに受講修了時給付金の支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨及び受講修了時給付金の支給額を魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給（不支給）決定通知書（様式第４号）により、当該指定決定者に通知しなければならない。

（給付金の返還）

第10条　市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の全部又は一部の支給決定を取り消し、既に給付金を支給しているときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（要綱の廃止）

２　魚津市ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援給付金支給要綱（平成31年魚津市告示第27号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた申請又は承認は、この要綱の該当規定によりなされたものとみなす。

４　受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第１項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子で

あつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

様式第１号（第６条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

魚津市長　　あて

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。なお、この申請に係る対象講座の指定に必要となる魚津市が保有する個人情報の利用に同意します。

申請者氏名	ふりがな	生年月日	年　　月　　日 （　　　歳）
児童氏名 （受講者が児童の場合）	ふりがな	生年月日	年　　月　　日 （　　　歳）
住　　所	〒　　　ー		電話（　　　　） ー
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目			
試験を免除できる科目			
受講期間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日		
所要費用（予定）	入学料　　　　　円　　　受講料　　　　　円 合計　　　　　円		
過去の受給の有無	有　　　無		
児童扶養手当の受給の有無	・児童扶養手当を受けている。 ・児童扶養手当を受けていない。		
備考			

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2　支給額は、次のとおりです。

（1）　受講開始時給付金は、入学料及び受講料の３割相当額（７万５千円を限度）です。

（2）　受講修了時給付金は、入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

（3）　合格時給付金は、入学料及び受講料の合計額の２割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。

3　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。

4　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設により証明された金額に基づき支給額を算定します。

6　受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合又は受講の中途で止めた場合は、魚津市にその旨を必ず報告してください。

7　本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第２号（第７条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者氏名</td><td>ふりがな</td><td rowspan="2">生年
月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日
（　　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童氏名
（受講者が児童の場合）</td><td>ふりがな</td><td rowspan="2">生年
月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日
（　　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">〒　　　－</td><td>電話（　　　　　）
－</td></tr>
<tr><td>受講施設の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講科目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>試験を免除できる科目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講期間</td><td colspan="3">年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所要費用（予定）</td><td colspan="3">入学料　　　　　　　円　　　　受講料　　　　　　　円
合計　　　　　　　円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

先にあなたから提出のありました魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年　　　月　　　日

魚津市長　　　　　　　　　　　印

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2　支給額は、次のとおりです。

（１）　受講開始時給付金は、入学料及び受講料の３割相当額（７万５千円を限度）です。

（２）　受講修了時給付金は、入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

（３）　合格時給付金は、入学料及び受講料の合計額の２割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。

3　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

4　所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設により証明された金額に基づき支給額を算定します。

5　受講対象講座指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の中途で止めた場合は、魚津市にその旨を必ず報告してください。

6　本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に、この通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第３号（第８条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年　　月　　日

魚津市長　　あて

申請者氏名

受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

申請者氏名	ふりがな 	生年月日	年　　月　　日 （　　　歳）
児童氏名 （受講者が児童の場合）	ふりがな 	生年月日	年　　月　　日 （　　　歳）
住　　所	〒　　　－		電話（　　　　　） －
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目			
試験を免除できる科目			
受講期間	年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日		
所要費用（予定）	入学料　　　　　　円　　　受講料　　　　　　円 合計　　　　　　円		
振込口座	金融機関名		普通　当座　その他
	支店名		口座番号
	口座名義（カタカナ）		
児童扶養手当の受給の有無	・児童扶養手当を受けている。 ・児童扶養手当を受けていない。		
備考			

（注意）

1　受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。

2　受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。

3　受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。

4　合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

5　合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。

6　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を習得している科目、過去の高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

様式第４号（第９条関係）

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給（不支給）決定通知書

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者氏名</td><td>ふりがな</td><td rowspan="2">生年
月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日
（　　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童氏名
（受講者が児童の場合）</td><td>ふりがな</td><td rowspan="2">生年
月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日
（　　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">〒　　　－</td><td>電話（　　　　　）
－</td></tr>
<tr><td>受講施設の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講科目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>試験を免除できる科目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講期間</td><td colspan="3">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所要費用</td><td colspan="3">入学料　　　　　　円　　　受講料　　　　　　円
合計　　　　　　円</td></tr>
<tr><td>支給の可否</td><td colspan="3">可　否</td></tr>
<tr><td>支給決定額</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

先にあなたから提出のありました魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。

年　　　月　　　日

魚津市長　　　　　　　　　　印

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2　支給額は、次のとおりです。

（１）　受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の３割相当額（７万５千円を限度）です。

（２）　受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

（３）　合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の２割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。

3　支給額は、受講修了後に受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。